

環境・新エネルギー対策特別委員会会議録

平成20年7月24日

場 所 第3委員会室

平成20年 7月24日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 本県における「家畜排せつ物のエネルギー利用」の現状について

環境森林部

1. 各県における県外産業廃棄物の搬入規制に係る条例等について

○協議事項

1. 県外調査について
2. その他

出席委員（14人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	河野	哲也
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		蓬原	正三
委員		黒木	覚市
委員		押川	修一郎
委員		外山	衛
委員		宮原	義久
委員		黒木	正一
委員		鳥飼	謙二
委員		冨師	博規
委員		権藤	梅義
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 (農政担当)	伊藤	孝利
部参事兼農政企画課長	岡崎	吉博
営農支援課長	吉田	周司
農産園芸課長	串間	秀敏
畜産課長	押川	延夫
担い手対策監	山内	年
農業改良対策監	佐藤	吉史
消費安全企画監	八反田	憲生
家畜防疫対策監	山本	慎一郎

環境森林部

環境森林部長	高柳	憲一
環境森林部次長 (総括)	森山	順一
環境森林部次長 (技術担当)	寺川	仁
部参事兼環境森林課長	飯田	博美
環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	道久	奉三
山村・木材振興課長	楠原	謙一
計画指導監	森	房光
施設調査対策監	大坪	篤史

事務局職員出席者

政策調査課主事	近田	暁洋
議事課主査	隈元	淳二

○西村委員長 ただいまから環境・新エネルギー対策特別委員会を開会いたします。

先日は、県北調査、お疲れさまでした。

まずは、本日の委員会の日程であります。お手元に配付の日程案をごらんください。

今日は、まず、農政水産部より、「本県にお

ける家畜排せつ物のエネルギー利用の現状」について、環境森林部より、「各県における県外産業廃棄物の搬入規制に係る条例等」について、概要説明をいただいた後に、県外調査の計画等について御協議いただきたいと思いますと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部においでいただきました。概要説明に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

私は、本特別委員会の委員長に選任されました日向市選出の西村です。

私ども14名が、4月の臨時議会において、本特別委員会の委員として選任されました。

本日、農政水産部の皆様方には、当委員会の調査の一環として説明をいただきますが、今後も当委員会の担う課題解決のために努力してまいりますので、御協力をお願いします。

なお、委員会の委員につきましては、既に配付しました委員会名簿のとおりですので、紹介は省略させていただきます。

また、執行部につきましても、資料の中に本日御出席の幹部職員名簿を掲載していただいておりますので、紹介は省略していただいて結構です。

それでは、概要説明をお願いします。

○後藤農政水産部長 おはようございます。農

政水産部長の後藤でございます。

本県の農水産業を取り巻く情勢は、御案内のとおり、原油・家畜飼料価格の高騰など、大変厳しい状況でございます。農政水産部一丸となりまして、農業・水産業及び農村・漁村の発展のため、積極的に取り組んでまいりますので、委員会を初め、委員の皆様には、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、お手元の特別委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側をごらんいただきたいと思います。先ほど委員長の御発言のとおり、紹介は割愛させていただきますが、本日、出席いたしております職員の名簿を掲げております。

左側の目次をごらんいただきたいと思います。

本日は、本県における「家畜排せつ物のエネルギー利用」の現状について、説明させていただきます。環境への負荷を低減するとともに、地域の条件を生かした新エネルギー導入を積極的に進めますために、農政水産部では、畜産振興とあわせまして、家畜排せつ物の利活用に取り組んでいるところでございます。詳細につきまして、後ほど畜産課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○押川畜産課長 畜産課でございます。よろしくお願いしたいと思います。

本日は、本県における家畜排せつ物のエネルギー利用の現状について、資料に基づき、説明させていただきます。

委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

1に、本県における家畜排せつ物の発生状況

及び目標について記載しております。表をごらんいただきたいと思ひます。この表は、本年3月に策定しました「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に記載しているものでございまして、表の左側に平成18年、その右側に目標年次の平成27年の飼養頭羽数に基づく家畜の排せつ物量を家畜ごとに示しております。

表の一番下、計の欄をごらんいただきたいと思ひますが、平成18年の家畜排せつ物の総計は447万トンとなっております。計画では、肉用牛を除く各家畜の飼養頭羽数は横ばいで進むものと想定しております。肉用牛におきましては、高齢化等により戸数は減少していくものの、担い手や新規参入等による一経営体当たりの飼養頭数は増加すると考えております。平成27年の家畜排せつ物量は476万トンとなり、29万トンほど増加すると推計しているところでございます。

次に、2のグラフに移りますが、家畜排せつ物の利用の現状と目標について示してございます。上段が平成18年、下段が平成27年の状況を示しております。平成18年では、家畜排せつ物量447万トンのうち、76%に当たる342万トンが堆肥化处理され、農地に還元することで循環型農業が展開されております。そのほか、18%の46万トンが浄化处理され、放流や蒸散処理、あるいは畜舎洗浄水として利用されているところでございます。また、グラフの一番右になりますが、ブロイラー鶏ふんを中心に23万8,000トンが焼却され、熱及び電気エネルギーとして利用されている状況がございまして、エネルギー利用につきましては、おがくずとの混合の牛ふん、豚ふん、こういったものを利用した焼却等に今後取り組みまして、平成27年度には43万トンまでエネルギー利用を拡大したいというふう

に考えておりますし、堆肥の減量化を一層推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思ひますが、本日のテーマでございまして、家畜排せつ物のエネルギー利活用の現状について、3のほうに記載しております。

まず、(1)でございまして、鶏ふんを利用した焼却発電施設を2例記載しております。このシステムは、鶏ふんを原料に、専用ボイラーで燃焼させ、それから発生する蒸気を利用したタービンを回し、発電を行うものでございまして。上段が、都城市にあります南国興産の例でございまして、日本初の鶏ふん発電の取り組みであります。この施設は、平成13年に事業費約22億円で整備され、日量300トン、年間10万トンの鶏ふんを焼却し、エネルギー化し、工場内で利用する75%のエネルギーを賄っておるところでございまして。余剰電力につきましては九州電力に売却というような形になっております。

次に、先日御視察いただきました川南町のみやざきバイオマスリサイクルについてでございまして。平成16年に国内最大級の鶏ふん発電施設として、事業費約41億円で整備したところでございまして。日量440トン、年間13万トン余りのブロイラー鶏ふんを焼却し、発電する施設となっております。発電出力は1時間当たり1万1,350キロワットとなっております。得られた電力のほとんどを九州電力に売却するというような形になっております。その売電量でございまして、年間6,100万キロワットとなっておりまして、約1万7,000戸の一般家庭に供給する量に匹敵するところでございまして。

これらの取り組みは、畜産経営に大きなメリットを及ぼしております。黒ぼつに示しておりますが、1点目は、県内ブロイラー産業各

社が一体となって取り組んだということが大きな点だろうというふうに考えております。そういうところで、ブロイラー鶏ふんのほぼ全量が焼却されるという体制が確立したところでございます。これによって、堆肥の減量化なりエネルギー化、こういったものが積極的に図られたというようなところがございます。

2点目に、ブロイラー農家の鶏ふんが2施設で効率的に処理されておりますし、鶏舎周辺地域の環境改善が図られたこと、また、農家が処理に対する精神的及び経済的負担から解放されておまして、経営の安定化、健全化が図られているというような状況がございます。

(2)には、牛及び豚のふん尿を利用したメタン発酵発電施設について2例記載しております。このシステムは、ふん尿を原料に、微生物による密閉型発酵施設でメタンガスを生成し、これを燃料としてガスタービンを回し、発電を行うものでございます。上段の高千穂牧場は、平成15年に事業費約1億3,000万で整備し、日量6トンの牛のふん尿をメタン発酵、電気エネルギー化し、場内の施設で利用しております。下段の小林バイオマスリサイクルセンターにつきましては、平成17年に事業費約1億5,000万で整備し、日量15トンの牛ふん及び豚ふん尿をメタン発酵、電気エネルギー化し、施設の動力源として利用しているところでございます。

これらのメタン発酵施設は、密閉型の処理方式でございますから、悪臭対策や環境保全が十分図られた施設になってございますし、また高千穂牧場につきましては、観光牧場でございますから、景観を損ねないというような状況にもきちんと配慮された施設になっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。4に、家畜排せつ物のエネルギー利活用

のメリットと課題を記載しております。

まず、(1)の焼却発電のメリットと課題についてであります。メリットとしましては、熱や発電によるエネルギー利用が可能であること。エネルギーの循環や堆肥の減量化により環境負荷の軽減が図られること。また、焼却後には、原料の約10分の1の焼却灰が発生するというふうになっておりますが、焼却灰に含まれる燐、カリウムの含量は非常に高いものがございますから、現在、肥料資源として非常に有効に活用が図られているところでございます。

一方、課題といたしましては、施設整備費が高額であること、また、水分含量の多い豚ふん等の利用が非常に困難、燃やすことができないという状況もございますから、これらの利活用についての課題が今後取り上げられていくだろうというふうに考えております。

次に、メタン発酵発電についてであります。メリットといたしましては、蒸気と同様、エネルギー化や環境負荷の軽減のほか、密閉型施設により臭気が外部に漏れない構造となっております。また、発酵処理後の消化液が液状肥料として利用可能であるということが挙げられるというふうに考えております。

課題といたしましては、先ほど申し上げましたように、同じく施設費が高額であることのほか、消化液の処理——農地還元するわけでございますが、こういったものに十分な農地が必要というようなことが挙げられていきます。

一番最後に、今後の展開の考え方について述べております。1点目といたしましては、今後とも堆肥の有効利用による環境保全型農業の推進を図ってまいります。これを基本としていくことにしておりますが、家畜排せつ物の焼却等によるエネルギー利用の推進を図りまして、堆

肥の減量化にも極めて努めてまいりたいというふうに考えています。また、鶏ふんペレットによるハウス暖房用ボイラーの開発、それから、木質バイオマスでございませう、おがくず等の混合ふん、豚ふん等を利用した焼却、エネルギー化、または燃料化開発の支援を行いまして、バイオマス資源として家畜排せつ物のエネルギー化の取り組みを一層推進してまいりたいと考えておるところでございませう。

以上で説明を終わります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたらお願いいたします。

○井本委員 この前、延岡の下水処理場で発電をやっていましたが、あれはメタンだけ、メタン発酵の4ページの(2)だけど、これは、効率がいいんだと、これは我々に資料を提供する部分は別よ、これを売電したら幾らだとか、元は何年かかたら取れるんだというものをね、やっぱりきちっと出してくべきでしょう。何度も何度も言うけど、コストというのはエネルギーと同じなんです。エネルギーがそこに入ってるんです。これだったら、1億5,000万のエネルギーを入れてると理解するわけです。簡単に言えば、石油燃やしたりなんかしているわけですが、それを結局、その施設を運営することによって、それ以上のものを排出できなければ、環境にいいとはいふことはできんわけですね。鶏糞の場合はですよ、メリットとして鶏糞の減量が可能とか、あるいは、立派な肥料原料が取れるとか、一概に、費用対効果ということとは言えないけど、発電だけの施設は、費用対効果がわかるでしょ。そのとき、はたして1億何千万もかけたぶん、どのくらい電気が取れるのか、計算しているんですか。

○押川畜産課長 それにつきまして、確かに事業費1億5,000万そのままやりますと、なかなか採算ベースに乗らないと私たちも踏んでおります。これは国費が7,700万ほど入ってございませうので、約半分というふうな形になっておりますが、小林バイオマスセンターにつきましては、堆肥化処理の施設も持っております、それと合計した収支決算をいただいているところでございますけれども、収入が約2,300万ほどある、それから支出が2,200万ほどあるというような状況の中で、メタンガスの処理の部分については料金を取っていないという状況もございませうから、これに料金を加算していくと、そういったものがこの7,000万ぐらいの改修費に充ていけると踏んでおりますけれども、現在のところ、とんとんで運営できているという状況にあるというふうに私たちも聞いております。

○井本委員 あのね、国が出したとか、県が出したとかいう問題ではないんです。幾らかかったかというのは、何度も言うように、エネルギーを入れているんです。だから、エネルギーを本当にね、1億5,500万円のエネルギーが入っているんだから、それ以上を排出することで、クリーンエネルギーと言えるんでは。それを言っているわけだから、私ははっきり言って、官僚のやることは、あんまり信用しないんですよ。彼らは、金ばかりかかってね、実際、本当にクリーンエネルギーなのかどうか心配しているんですよ。自分たちの仕事をふやすために、こんなことをやっているのではないかと疑心暗鬼なんです。この辺のところをきちんとね、これはクリーンエネルギーを出しているんですよという根拠を示してくと言うわけですよ。その辺はどうなの。

○押川畜産課長 小林のバイオマスリサイクル

センターにつきましては、第三者が運営を現在のところやっている状況でございます。施設は小林市がつくっておりますが、運営は第三者に、一般の民間の方にゆだねているという状況がございまして、その方たちのお話を伺う中におきましても、現在のところ、発電したものは動力源として施設内で使っているというところもございまして、今のところは有効に使われていると、エネルギーへの効果もあるというふうに私たちは聞いているところでございます。

○井本委員 あんまり、私が言い過ぎているのもなんですけど。だからね、出してくださいよ、表をね。どのくらいエネルギーとして売電すれば元が取れるとか、ようするに、元が取れるかどうかという話なんです。簡単に言えばね。元が取れる物を1億何千万で、30何年間もかけて、30年もあとには、たいがい壊れてしまいますよ。それに特殊材機器やら何やら足したら、私は元は取れんんじゃないかと、心配しているわけです。それをクリーンエネルギーという名前のもとにやるのが、私は詐欺だと、国民に対すると、私はそう思っています。

○蓬原委員 関連して。要は、地球温暖化対策で、炭酸ガスあるいは地球温暖化効果ガスを減らすという目的が1つあると思うんです。メタンは炭酸ガスの21倍温室効果があると言われてますから、燃やして炭酸ガスにしたほうが21分の1に減るんだと、そういう効果が1つありますね。今、井本委員がおっしゃるように、要は、民間がこれを補助金なしでやったときにペイするかという話だと思うんです。国から補助があるからつくる、その分お金が要らないから。それで果たしてペイするかという話だと思うので、問題は、そこまで行って初めて、試験的にというか、これが広がっていったときに、

その目的であるところの温室効果ガスを減らすという効果が出るので、民間が果たして国の補助金なしでやれるところまでペイする効果があるのかということだろうと思うんです。だから、そここのところを知りたい。そこがどうもファジーだなというところで疑心暗鬼というか、本当に効果があるの、結果的には物すごいエネルギーを突っ込んで炭酸ガス発生させて、実際は、抑えている炭酸ガスの差し引きで言えば、炭酸ガスをふやしているんじゃないかという疑念も出てくるわけです。そこ辺を明確にお答えいただきたいということなんです。

○押川畜産課長 確かに、このバイオマスエネルギー化の取り組みと申しますのは、事業化ベースには非常に乗りにくいと私たちも考えております。ですから、国の補助金等を使いながらやっていかないとペイする状況にはならないというふうに考えておりますが、そのほかの効果といたしまして、養豚農家のふん尿処理施設の整備が要らないこと、動力源として施設内でかなり使えるという状況もございまして、そういったところを踏まえて、今後、事業として取り組めるような方向づけ、計算とかそういったものを求めましてやっていきたいというふうに考えております。

○井本委員 自分とこで使うのは当たり前のことなんです。もう一つ言った、ふん尿の処理場がいないということを明確に書いとかないといかん。メリットもいろいろ上のほうに書いているわけよ。鶏糞が肥料原料、たい肥の減量化が可能ですと。それプラス、そういったエネルギーもいっぱい作れるということになれば、それは費用対効果としてあるんじゃないかなのという気がするわけです。これだけだと、下の方に書いてあるけど、悪臭が外に漏れないとか書

いてあるけど、これじゃ、特にメリットにならないんじゃないかと思って、言ったわけです。だから、メリットがあれば、それを書いて、そうすれば、エネルギーのほうもプラスだと言えらると思いますので。

○黒木覚市委員 施設の始まりは、今言うふん尿処理から始めているんです。バイオマスというのは、後で、こういうものをやればこの処理がうまくいくんじゃないかというところから始まったものだから、費用対効果を先に言うたら、今言うような問題が出てきて利益にはつながらない面が出てくるんです。そこでの環境の問題から始まったものだから、その利点をやっぱりうたい出さないと、それでメリットがあるんですというふうに持っていかないと、費用対効果では、恐らくペイするのがやっとなかという気はするんです。だから、考え方を、そこから発想しているというふうに持っていかないと。

○鳥飼委員 1つ教えていただきたいことがあるんですが、家畜排せつ物は447万トンということで、産業廃棄物の7割ぐらいかなと思っていたんですけれども、何%ぐらいになりますか。

○押川畜産課長 その数字の量的なものは今資料を持っておりません。

○鳥飼委員 私は、500万トンぐらいかなと。そのうちの7割ちょっとぐらいが畜産関係だと思ってはいたんですけど、447万トンあるものですから、ふえたのかなと。私の勉強不足なんですけれども、それは後で教えていただくとして、堆肥利用と委託処理ということで、いろいろ処理が書いてありますけれども、堆肥化処理、各農家でもそれぞれ大型のをつけているところもあったりすると思うんですけれども、ここを御説明いただけますか。

○押川畜産課長 堆肥利用の342万トンの数字でございましてけれども、これを堆肥化処理——委託処理も入っておりますが、個人でやられる方もいらっしゃる。広域の施設で堆肥処理される方もいらっしゃいます。そういったところで処理されているという状況がございまして、これから生産される堆肥が174万トンというふうに我々は踏んでおりまして、これが農地還元されているという状況があるように考えております。

○鳥飼委員 174万トンが堆肥ということで、直接この委員会には関係ないんですけれども、そういうことで処理をされているということですね。南国興産、みやざきバイオマス、これは鶏ふんのほうですけれども、ブロイラーについてはほぼ100%処理がされているということです。高千穂牧場と小林バイオマスリサイクルセンターのほうの再処理といいますか、エネルギー化の中で、どんなふうになりますか、メタンで処理をされているというのは。

○押川畜産課長 メタンで発酵処理しております高千穂牧場につきましては、あそこは乳用牛を飼われておりますから、あの部分だけでございます。それが6トンぐらいの処理量になっておりますから、その分だけ。それから、小林バイオマスリサイクルセンターにつきましては、日量15トンですから、そう多くない数字でございまして、堆肥の減量化にはなかなか貢献していないという状況がまだあるというふうに考えております。

○鳥飼委員 メタン化というのは、先ほど出たように、4倍そういうのが発生するということなんですけれども、極めて先進的な取り組みということですね。そうすると、今後の展開といいますか、先週も新エネルギーということで、チッ

プのこととか、プロイラーの鶏ふんの処理とか見せていただいたんですけれども、400万トン近くあるわけですけれども、今後、新たな展開とか、ここにこういうのができそうだとか、新しい事業化といいますか、そういう計画は具体的に上がっているのでしょうか。

○押川畜産課長 そういう話は、具体的にたまとして、現在のところ、メタンガス発酵施設をつくらうという話はなかなか出てきていないのが現状でございます。ですから、先ほど申し上げましたような、今後の展開の考え方の中でお示ししましたように、ペレット化して燃料化していくというような形で展開したいと。これは牛ふん、豚ふんも利用できるのではないかと、バイオマスのおがくずを使っておりますから、その部分で何か活用が展開できるんじゃないか。こういった面で減量化が図られるのではないかとというようなところも考えておりますし、それから、今こういう燃油高騰といった状況の中では、私の考えでございますが、例えば、マンゴー団地にメタンガスの施設をつくりまして、そこに豚ふんを持ち込む。要するに養豚業者さんは堆肥施設をつくらなくていいという状況が出てきますから、それがメリットになるということと、そこから得られたエネルギーをハウス内で使っていくというような形。それから得られたエネルギーを、夏場は使いませんので、そのときには、例えばゆーぱるのじりで使っていて循環していただくというような方法もとれるのかなと。そういう構想も少し考えてみてもいいのかなというような感じも持っておりますし、南国興産のほうでエネルギーが必要だと。あそこは今75%はこれで賄っておりますけれども、まだ欲しいというような状況がございます。2基目の増設というところも話が出てお

りますから、前向きに考えていけるんじゃないかというふうに考えております。

それから、バイオマス資源の発生量は、約600万トンというふうになっております。

○鳥飼委員 私が記憶しているのは10年ぐらい前の数字で、ふえているんですね。コージェネレーションといいますか、そういう意味では、とりわけ畜産の廃棄物をこういうふうにして新エネルギーに活用していくというのは、例えば県病院の中に発電のエネルギー施設をつくっていくというようなことで今やっていますけれども、展望といいますか、畜産県としては進めていくべき事業かなと思っているんです。そこで、進んでいるという、例えば太陽電池でしたら昭和シェルとかいろいろあるんですけれども、この研究といいますか、事業化に向けて取り組んでいるというのは、どこら辺があるのでしょうか。

○押川畜産課長 先ほど御紹介いたしました鶏ふんペレットの話につきまして、今、南国興産で、ボイラーを使って鶏ふん燃焼試験をやっております、どのくらいでいけるのかと。今度2号基をつくっていかうかという状況にまで来ております。鶏ふんペレットの原料を大体30円で供給できるんじゃないかと考えておりますけれども、熱源としては5,000キロカロリーぐらいでございますから、重油に比べて約半分というふうに見ていただくと、60円の世界かなというふうに考えております。こういったところもございますし、また、先ほど申し上げました、おがくずを使った燃料化の問題という話につきましては、産学官で取り組んでいくというところを今考えておまして、そういう呼びかけを現在のところやっているところでございます。

○鳥飼委員 私がお聞きしたのは、南国興産の

機械ですね、設備を製造したところ、いろんな業界で切磋琢磨していると思うんですけれども、例えば三菱とか大きなメーカーがありますね、課長がいろいろ聞かれてみて、これは非常に有望なのではないかとか、コージェネレーション向きで、ある程度の農家ではこれを取りつけていくといいんじゃないかとか、そんなことも調査をしておられると思いますから、そこら辺の状況を把握をしておられればということでお聞きしたところなんです。

○押川畜産課長 ボイラーにつきましては、地元の業者さんとタイアップしてやられているという話を聞いておりますし、三菱マテリアル、こういったところもかんでやっていただいているという状況がございます。鶏ふんを燃やした場合に、やはり灰が出てきますので、この灰を燃焼している最中にどうやって取り出すかというのが、今、課題ということで彼らもやっておりまして、それをうまく取り出してくることでボイラーの中がうまく燃焼して、効率的な燃焼エネルギーが得られる。そこまで見通しを今立てている状況でございます。以上でございます。

○鳥飼委員 最後に、売電の価格は大体どれぐらいというふう聞いておられるんですか。

○押川畜産課長 売電の価格でございますけれども、南国興産の例を御紹介したいと考えております。現在は、夏場の昼で、1キロワットアワー当たり12.8円で売電しております。夏を除くと11.4円になります。それから、夜は4円となっております。RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）が現在できているわけでございますけれども、この事業によりまして電力業者の義務も発生しておりますから、こういった状況の中で、先ほど

申し上げたような金額での取引になっております。ただ、これ以前につきましては、夏場の昼で7.5円というような世界でございまして、夜も2.15円というような状況でございましたので、こういう価格ではなかなか採算ベースに乗らないという話になっていくのではないかと。我々としては、太陽光発電の25円並みまで引っ張っていきたいという思いはあるんですけれども、それはちょっと厳しいかなと考えています。

○徳重委員 1つだけお尋ねしてみたいと思います。ブロイラーの焼却施設は、南国興産、みやざきバイオマスリサイクル、2つあります。ブロイラー関係あるいは採卵関係の鶏ふんの処理は、この数字から見ると100%に近いといってもいいんですね。そうなると思います。27年度においては、現在からすると、鶏が259万8,000羽減るということになっております。そうすると大変な減量になるんじゃないかと思うんです。この2つの処理場は運営できるのかなと。私はまだほかにも、飼料高騰、いろんなことから、養鶏業者、ブロイラーの生産者が減っていくんじゃないかと考えるときに、この2つの工場は運営できるのかなと。今先ほど、南国興産さんがもう1基つくるとおっしゃったようですが、本当にやっていけるのか。どう思われますか。

○押川畜産課長 平成27年の数字を申し上げますと、ブロイラーのふんで落ちてまいりますのは5,000トンでございますから、それは影響ないんじゃないかと考えておりますけど、レイヤーの部分がこれに加算されていないという状況もございますから、燃料の問題についてはそう心配要らないのではないかとこのように考えているところでございます。今後、豚ふん、牛ふ

ん、こういったものも展開できれば、燃料としてはまだまだあるので、大丈夫じゃないかというふうに考えております。

○徳重委員 プロイラーの施設に今おっしゃった豚ふん、牛ふんの乾燥のものを投げ込んでやっていくという考え方は不可能なんですか。ほかのものまでは無理なんですか。焼却炉の関係もいろいろあるだろうと思うんですけど、不可能なんですか。

○押川畜産課長 ボイラーの問題を一つ解決しなきゃいけないんじゃないかと考えておりますし、ボイラーの流入させる、要するにプロイラーのふんは水分含量が低うございますから、非常に熱効率がいいということで燃やしやすい。牛ふん、豚ふんになりますと、水分含量がやや高くなってまいりますから、非常に燃やしにくいと。非常にじゃないんですけど、やや燃やしにくくなって燃焼効率が悪いという部分がございますから、ボイラーの問題等をどうやって解決していくか、その辺が課題かなというふうに現在考えているところでございまして、ボイラーのメーカーさんあたりにその辺の解決方法を探っていただけないかというところを申し上げながら、南国興産と対応しているところでございます。以上でございます。

○徳重委員 最後ですが、我が宮崎県は畜産県でもありますし、農業県です。耕種農業もたくさんあるわけです。畑作も多い。あるいはかんがい用水もいっぱいできてまいりました。作物をつくるということになりますと、堆肥ですね、土づくりということになるわけですから、堆肥がなくなると非常に困るんです。焼却して新たなエネルギーをつくっていくことも大事なことかと思っておりますけれども、やはりいかに農地に還元するかということを実際に考えていかな

いと、農地は荒れてしまうことになるんじゃないかと。そして耕作放棄地も多くなるというようなことを考えると、より優良な堆肥を生産する、増産させるというような方向に、特に畜産課の皆さん方については前向きに取り組んでほしいということをお願いしておきたいと思いますが、そのことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○押川畜産課長 先ほど御説明しましたように、堆肥の有効利用を図りまして、環境保全型農業の推進を基本的に考えておりますから、それは十分展開したいというふうに考えております。やはり、堆肥を使って土づくりをやって、おいしい米なり、おいしい作物をつくっていただきたいというのが、私の願望でございますし、また、化学肥料を減らしていくエコファーマー的な取り組みも、今後かなりふえていくだろうと考えておりますから、そういう面では、委員の御指摘のとおり、環境保全型農業、土をきちんとつくっていく、そういったものを中心の柱として据えて、我々も取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○蓬原委員 今のに反対するわけじゃないんですが、今日はエネルギーを主幹とした特別委員会なんです。富栄養化する日本と。外国から飼料を入れる。作物をつくる。人間が排するものを含めて堆肥なり出てくる。したがって、エネルギーの国際間の移動としては、アメリカなり、オーストラリアなり、中国なりのエネルギー化されたものを日本に運んで、それを堆肥化して日本の土中に埋めている。だから、プラマイでいくと、日本へのエネルギーの流入量というのは物すごい量なわけです。これはエネルギー換算で計算上あると思うんです。そうしたときに、今問題になっているのが、川の富栄養化

であり、亜硝酸性窒素の問題となって出てきているわけです。だから、富栄養化する堆肥分、過剰に入ってきたエネルギー分をどうやって別のエネルギーに変えるかというのが、この新エネルギーかなと。いわゆるここで出てくる消化ガスであり、延岡でやっている消化ガス発電ですね。人間が排出する分から出るメタンを発酵させる消化ガスであり、同じような発想が高千穂牧場であり、小林のバイオマスリサイクルセンターだろうと思うので、何でも土中還元がいいかということ、富栄養化する日本という、トータル的な世界間のエネルギーの移動ということ考えると、どこかで別なエネルギーに、燃やしてやらないといかんということがあると思うんです。ちょっと漠としたことですが、せっかく議論の場ですから、そのあたりのことについての考えをお聞かせいただくといいなと思うんです。

○押川畜産課長 確かに、世界的に見れば、カーボンニュートラルの世界ができ上がっていく。ただ、委員御指摘のとおり、日本でそれを農地などに還元してしまうと、高栄養化という話になっていくだろうというふうに考えておりますから、この国際的なやりとりというのは、今後ある程度想定される問題ではないかと私も考えております。ただ、具体的にはそういった問題の提起には至らないというような状況があるかというふうに考えております。富栄養化になる、そういったものも考えながら我々は取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えておりました、確かに委員お住まいの北諸につきましては、約130%の堆肥の供給量になっているという状況もございますし、児湯の120%ぐらいになっている。西諸で100%ぐらいかなというふうに我々は想定しているところですが、それを回

せる地域もございますし、県外あたり、例えば北九州や佐賀とかそういったところに持っていきまして、農地に還元できる量、そういったものを考えながら当面はやっていかざるを得ないのかなと。それで富栄養化とか高栄養化を防いでいかなきゃいけないのかなという感じは持っているところでございます。以上でございます。

○宮原委員 南国興産とみやざきバイオマスで発電出力が違うということで、上のほうに、南国興産ではどうのこうのというふうに書いてあるんですが、補助率ですね、22億に対しての国・県、41億に対しての国・県の補助率が違うんですが、13年、16年、年度が違うということで、補助率が下がってきているということなのか、南国興産が処理する分が、先ほどありましたように採卵鶏であるとか燃焼率が悪いとか、そういうことでこういうことになっているんですか。

○押川畜産課長 まず、発電能力のほうを先にお答えしたいと思うんですが、南国興産につきましては、レンダリング工場を持っておりまして、そういう面で蒸気を使いたいという要望がございましたので、発電能力の部分はかなり抑えてございます。ですから、事業費の減につながっているというような話になるだろうというふうに考えております。それから、みやざきバイオマスにつきましては、ほとんど売電をするという施設で、発電能力の高い機械を据えているという状況がありまして、事業費の増につながっているというふうに考えております。

それから、確かに国庫補助率が違っておりましたが、そのときそのときの国の予算の関係がございまして、こういった割合になってきている。基本的には2分の1助成の話なんです、

余りにも事業費が高かったというところもございますし、国のほうの手当てがなかなかできなかったという状況の中で、この差が出てきているというふうになっております。以上でございます。

○宮原委員 国がそういう状況であるということ、県もやはりそういう状況だったということで判断すればいいんですか。

○押川畜産課長 そう考えていただいて結構でございます。

○鳥飼委員 先ほど、ボイラーの中で10%ぐらい焼却残渣が残るということでしたね。この間お伺いした川南町のみやざきバイオマスは、大きな袋に入れて県外に。結構売れ行きがよいような感じで、詳しい説明は受けなかったんですけども、販売先といますか、それは非常に好調ということなんですか。

○押川畜産課長 焼却灰につきましては、大体粉状で、あれに入っていた状況の中でキロ当たり10円、要するに1トン1,000円ぐらいで売却されていると。南国興産はペレットも一時取り組んだことがございまして、ペレットにした場合にはキロ当たり50円で販売されていた状況がございまして。以前は、焼却灰がなかなか売れないという状況がございました。南国興産といたしましても、中国あたりに輸出とかそういった中で切り抜けてきた状況がございましてけれども、現状では、肥料の原料としてのカリとかそういったものが入ってきにくくなっている中で、引っ張りだこという状況がございまして、若干高目でお取引いただいていると。肥料を原料としてきちんととっていただいているというような状況がございまして、今はそういった問題の苦しみはなくなっているような状況がございまして。

○西村委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆様方、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時52分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においていただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

本日の説明事項につきましては、お手元にお配りしております環境・新エネルギー対策特別委員会資料の表紙にありますように、「各県における県外産業廃棄物の搬入規制に係る条例等について」であります。

県外産業廃棄物の搬入に関しまして、条例等で何らかの規制を設けている他県の規定内容と本県の考え方について御説明をさせていただきます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○道久環境対策推進課長 それでは、各県におきます県外産業廃棄物の搬入規制に係る条例等につきまして、私のほうから説明させていただきます。

特別委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。前回御説明いたしました、県外産業廃棄物につきまして条例で規制をしているのは、ここに掲げております13県でございます。ページ右側の規定内容の欄にありますよ

うに、搬入前に産業廃棄物の種類や量などについて事前協議を行い、承認を得たものだけが搬入することができる事前協議制としている県が8県ございます。白丸で印をいたしております。それから、事前に届け出れば搬入できる事前届出制をとっている県が5県ございます。また、2ページの左端にありますように、無断搬入への措置として、無断搬入があった場合、ほとんどの県で勧告をし、この勧告に従わない場合は、勧告内容の公表で対応することとなっております。なお、勧告につきましては、岩手県、秋田県で行った例がございますけれども、その他の県では実例がございません。また、勧告内容の公表につきましては、ここにある13県すべてにおいて実例はございません。

香川県の条例につきましては、すべての県外産業廃棄物を対象としているのではなく、1ページの左から3段目になりますけれども、条例名のところに米印で記載しているとおり、循環的な利用についてのみ規定する条例となっております。他県と同様に、勧告、勧告内容の公表に加えまして、罰金30万円を規定しておりますけれども、これは循環的な利用を無断で行ったものを対象とした罰則でございます。

2ページの中ほど、その他の欄にございますように、青森県、岩手県、秋田県、大分県については、協力金という制度を導入いたしております。これは、例えば埋め立て処分目的で搬入する場合、1トン当たり500円を徴収することで、排出業者に経済的負荷を加えまして、これによりまして搬入量を抑制しようとするものでございます。

各県の規制内容でございますけれども、先ほど申し上げました事前届出制につきましては、福島県、岐阜県、それから、愛知県、三重県、

山口県の5県でございます。事前届出制の場合、事業者から届け出がございまして、内容に不備がなければ県は受理しなければならないため、搬入を認めないとすることができませんので、実質的な規制措置ではございません。

また、事前協議制をとっている県のうち、茨木県、新潟県、静岡県につきましては、2ページの一番右側の搬入の制限の欄に「なし」と記載しておりますとおり、条例で定められた事前協議があれば搬入を制限することがありませんので、これも実質的な規制ではございません。

残りの青森県、岩手県、秋田県、香川県、大分県の条例につきましては、2ページの搬入の制限の欄を中心に順番に御説明させていただきます。

まず、青森県につきましては、条例または規則には搬入を制限する旨の規定はございませんが、行政指導で、埋め立て処分目的の搬入は認めないとしております。

岩手県につきましては、再利用とか熱利用などの循環的な利用目的とか、貴金属の回収目的であれば搬入を認めておりますけれども、埋め立て処分目的の搬入については、青森、秋田、両県以外からの搬入は認めない旨のことを規則で規定しております。

秋田県につきましては、青森県と同様に、条例または規則には搬入を制限する旨の規定はございません。ただ、秋田県では、秋田県での処分がやむを得ない場合にのみ認めるとの運用を行政指導として行っております。秋田県が認める例としましては、特殊処理により金属を回収する処分業者への搬入とか、条例施行前に要綱で規制していたときから認めていた継続案件があるというふうにお聞きいたしております。

続きまして、香川県につきましては、搬入の

制限の欄に記載のとおり、再生利用や熱利用などの循環的な利用目的である場合のみ搬入を認めることとしております。この香川県の条例は、循環的な利用目的の搬入についてのみ規定しているものでございまして、最も環境負荷の大きい埋め立て処分などについては、従来から別途要綱を定めて規制しまして、その要綱では、他県からの搬入を原則禁止としております。つまり、香川県は、従来、要綱で規制していたもののうち、1つの処理形態でございまして循環的な利用のみを抜き出して条例としている状況にございまして、最も環境負荷の大きな埋め立て処分などについては、要綱のままで規制している状況でございまして。

香川県が一部のみを抜き出して条例としていくことにつきまして、お聞きしたところ、県外産業廃棄物の搬入を原則禁止とするためには、すべてを条例化することはできなかったとの説明でございました。

この点につきまして御説明いたしますと、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、国内での適正処理を規定する法律でございまして、県境を考慮しない広域的な処理が前提とされております。条例は、地方自治法におきまして、法令に違反しない限りにおいて制定することができることと規定されておまして、関係法令との整合性が問われますので、仮に産業廃棄物を条例で規制しようとした場合、法が前提とする広域的な処理を否定することはできないと考えられます。また、要綱に基づく指導は法令の根拠を要するものではございませんので、要綱は地域の実情に応じて制定し、運用することができると考えているところでございます。

最後に、大分県についてでございます。従来、大分県は、県外産業廃棄物の埋め立て処分

目的の搬入については、原則禁止を基本方針としておりましたけれども、相次ぐ無断搬入、不適正処理が問題化いたしまして、条例化に至ったとお聞きいたしております。大分県では、条例化するに当たり、先ほど御説明しましたとおり、法との関係で広域的な処理を容認することとして、県外産業廃棄物の原則禁止を廃止したため、全国からの搬入を認めざるを得なくなったとお聞きいたしております。ただし、そのかわり、経済的な負荷を与え、搬入量を制限する目的で、東北3県が先に導入していました協力金制度を導入したようでございます。この協力金につきましては、その効果を大分県にお聞きしましたところ、効果はないとの回答でございまして、実際に平成18年度に大分県に搬入された量は、搬入量で132万トン、そのうち最終処分量は14万トンであり、平成19年度も同等程度とお聞きいたしております。なお、本県への搬入量は王子製紙分を除きまして平成19年度実績で10万トン、そのうち最終処分量は6万7,000トンでございますので、大分県には、本県と比較しまして搬入量で13倍、最終処分で2倍の産業廃棄物が搬入されている状況にございます。

続きまして、条例を定めている13県と比較するため、表の一番下に、本県の要綱について記載いたしておりますので、これら13県と比較して説明いたします。

本県は、事前協議制としておまして、無断搬入への措置としましては、他県と同様に、勧告及び勧告内容の公表で対応することとしております。なお、勧告については、無断搬入に関して、排出業者や受け入れた処分業者を対象に行ったことがありますけれども、勧告内容の公表については他県と同様に、実例はございません。また、その他の欄にございますように、本

県は、産業廃棄物の搬入については、原則禁止を基本方針といたしております。搬入の制限としましては、燃料として搬入する王子製紙を除きまして、九州外からの搬入を認めないことといたしまして、九州内でも、排出県内で処分可能ならば認めないことといたしております。本県は、九州外からの搬入を認めない、つまり、一定地域からの搬入のみに限定するという意味では、岩手県と同様と考えておりますけれども、本県は、埋め立て処分のみならず、すべての処分について地域的な規制をしております。また、九州内であっても、排出する県内での処分が可能ならば認めないとする点で、より強い規制をしている状況でございます。

3 ページをごらんになっていただきたいと思っております。2 の要綱を条例化しない理由についてでございます。先ほども申し上げましたように、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、県境を考慮しない広域的な処理を前提としているために、条例化すれば、法律との整合性から、県外産業廃棄物の搬入を原則禁止とする基本方針を堅持することが不可能となります。このため、条例化すれば、産業廃棄物の大量搬出地域でございます関東とか関西などから、大量の産業廃棄物が本県に搬入される可能性が高まると考えているところでございます。

次に、3 の本県要綱の実質的な効果につきましては、現在、県では、関東・関西など九州外からの問い合わせがあった場合には、要綱に規定する原則禁止を理由に、事前協議の提出の前に断るなどの対応をとっております。九州外からの搬入を阻止いたしているところでございます。また、九州内からの搬入でありまして、先ほど申し上げましたように、排出する県内における産業廃棄物の処分の可能性を確認い

たしまして、排出する県内での処分が可能である場合には認めないことといたしております。要綱に基づきますこれらの対応により、県外から本県への無秩序な産業廃棄物の搬入を抑止する効果があると考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたらお願いいたします。

○外山委員 基本的なことですけれども、勧告と勧告内容の公表、この勧告というのは何なんですか。行政処分でしょうけれども、業者にはどのような罰則になるのか、この辺を教えてもらいますか。

○道久環境対策推進課長 勧告というのは、無断搬入をしました場合に、搬入をやめるようにという注意文書とお考えいただいて結構でございます。それから、勧告内容の公表といいますのは、その勧告に従わなかった場合に、ペナルティーというとおかしいんですけれども、外に対して知らしめるという一つのペナルティーというふうにお考えいただければ結構かと思えます。

○外山委員 とりあえず、いけませんよと業者に対して注意をするだけのことなんですね。その後はどうなるんですか。次にやる場合、その業者には制約が課せられるんですか。例えば行政処分が来るとか何かあるんですか。とりあえず一回注意するだけですか。

○道久環境対策推進課長 当然、無断搬入とか違法な搬入がありますと大変なことになりますので、例えば不法投棄している場合、適正に処理しなさいということを指導いたしまして、現実に私どものほうは監視を続けると、最後まで

見届けるといふようなことで対応いたしております。

○蓬原委員 本県が条例化しない理由が3ページにありまして、県外からの持ち込みは原則禁止、これはこれで非常にわかりやすいんですが、九州内でも大分はつくっていますね。大分県はつくっています。ここに協力金というのを書いてありますから、お金を取ることで許しているのかなという気がするんですが、そうなった場合に、大分には、大量排出地域である関東からかなりのものが入っているということがあるのではないかと。大分だけが九州内で条例化した理由は何なのか。もしわかったら教えてください。

○道久環境対策推進課長 大分県では、先ほども申し上げたんですけれども、条例化する以前はやはり要綱で対処いたしておりました。ところが、無断搬入が相次いだというんでしょうか、いわゆる阻止できなかったといったところもございましたし、また、安定型の最終処分場で不適正な処理がありまして、汚水の流出とか悪臭が発生いたしまして、周辺住民の生活環境上、問題になったそうです。それで条例化に至ったというふうにお聞きいたしております。

○蓬原委員 確認ですが、他県のことですから、課長に詳しく聞いてもわからないところもあるんでしょうが、ということはや要綱だけで阻止し切れなかったということですね。むしろ条例化したほうが不適正な処理等を制限できたということですかね。

○道久環境対策推進課長 要綱でも、厳格に対処すれば対応できただろうと思うんです。ただ、無断搬入という事態に対して適切に対処できなかったという事例もございましたし、先ほど言いましたように、本来なら汚水が出るとか

悪臭がするということのないと思われる安定型最終処分場での不適正な処理が出てきたということで、条例化によりまして、一種の県の法律でございますので、そちらのほうで規制をしようとしたということでございます。

○蓬原委員 あと一点だけ、もしわかっていけばの話ですが、関東、いわゆる大量排出地域からの搬入。この法律の基本が、県境を考慮しない広域的な処理を前提ということですから、条例をつくることで逆にストップアウトできなくなるので、関東からの搬入が大分県にかなりあるとか、そういう事例等はおわかりではないですか。

○道久環境対策推進課長 これはちょっと古い資料でございますが、17年度の実績ですけれども、愛知県から14万6,000トン、兵庫県から14万トン入っているような状況でございます。

○榎藤委員 条例化することは、法規制上は強化するという解釈をしていいのかなというふうには、一般論として私は思うんです。そういう中で、この問題の本質として、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」との整合性を求められるから、規制ができなくなるというお話のようですが、例えば、19年9月に茨城県、19年3月に静岡県、そういうものを参考にして条例化したのではないかと思うんですが、全国のすべてについてそういう問題を内包していると。関東・関西から攻めてくるのを防げないと。完全な条例を、大ぶろしきを広げてしまうとそうなるというような説明の部分はわからんでもないんですが、私はやっぱり水際で防ぐという意味では、条例化というのを形の上でとるべき段階、ステップからいけば進んだステップの段階ではないかというふうには思うんです。大分の例はこうだというのがありますが、条例化し

たからそうなったという部分が、どうも納得が難しいですね。条例化したから大分にはそういうのが来たんですよというのが。条例化しようがしまいが、それ以前の、条例化のない場合の要綱、そういったものでやってもそういうのは来たんじゃないかということ等については、どういう解釈をしますか。

○道久環境対策推進課長 先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、要綱でやった場合には強制とかそういうものはできません。あくまでも行政指導です。条例化してしまうと、先ほど申し上げましたように、法の趣旨からして、現在私どものとっているような「原則禁止」ということはうたえません。ですから、私どものような原則禁止という形での要綱を持っている県がこれを条例化すれば、少なくとも、現在のような搬入量というんでしょうか、少ない量の搬入量を維持することは困難だというふうに考えております。

○権藤委員 私は、今の説明を聞いても釈然としないんですが、本来からいけば、原則禁止というのがあって、その中で、香川県の例のように一つの法律では縛り切れんと。しかし、要綱の適用とか、あるいは条例の適用とか、そこに横たわる国の法律の矛盾は確かにあるかもしれないけど、どこの部分を規制したいということ等について、条例化したらできませんというのは、今でもちょっと納得ができません。ここで議論する時間ありませんが、今後高めていくという意味では、規制を強化していくという意味では、条例化は必要じゃないかという気がどうしてもするんです。以後の機会に研究をしていただいて、私どもの端的な疑問、要するに法全体の問題、それから要綱と条例の関係、こうしたらうまくいくんですよというようなものが

ありそうな気がするんです。だから、そういう部分を研究していただいて——去年つくったところが2つあるわけですから、そういったところも十分議論しているのかなという気がします。逆にこれでいくと、要綱だけが一番いいんだというようなことではなさそうな気がするものですから、そこら辺をもう少し研究をお願いしたいという要望にとどめたいと思います。

○鳥飼委員 結果的に県外持ち込み規制が担保されているというのは、排出事業者がいて、運搬事業者がいて、処分業者がいて、県外だったら、排出業者は県外、運搬業者も県外だろうと、処分業者は恐らく県内だろうということになるんですけれども、県内の業者が、県がこういうふうに規制をしているからこれは大変だということであれば、お断りしますというようなことになるのかなということで、実質的に、要綱というのはお願いの文書ですから、一般の法人にしても、県民といえますか、国民にしても全く縛られないわけなんですけれども、先ほど申し上げたような観点で要綱でも十分機能しているのかなという感じを受けたんですが、どうですか、そこ辺は。なぜ要綱で機能しているのか。

○道久環境対策推進課長 私どものほうの自負としては、この要綱を定めまして、これに基づいて忠実に守ってきた成果だというふうに考えております。県外の業者等から搬入したいというあれもございまして、九州外からいろいろ問い合わせがあるみたいです。不平不満を言われることも大いにあると思うんですけれども、粘り強く県のほうの考え方というものを御説明申し上げまして、それで一応納得していただいて今まで処理を行ってきたというのが実情でございます。

○鳥飼委員 それぐらいでは業者はうんと言わ

ないはずなんです。なぜそういうことが担保されているのかというと、恐らく私が申し上げたようなことかなと思うんです。それはそれで結構なんですけれども、例えば有価物でしたら産業廃棄物に入らないですね、今もこれは変わらないですね。

○道久環境対策推進課長 変わりません。

○鳥飼委員 豊島の問題でも、ウナギを有価物ということにして、対岸から搬入をして、シュレッダーダストをどんどん埋めていってということで、三菱マテリアルですか、今あそこで処理をしていると思うんです。ああいうとんでもないことが起きてしまった。それは豊島の例もあるし、青森県、秋田県とか書いてありましたが、どこかあの辺の県境にとつてもないごみの山といいますか、産業廃棄物の山があって、それぞれ両県で綱引きをしているというようなことも以前ございました。ですから、そういう部分も入ってくるということのチェックも必要だと思うんです。そうなってくると、廃棄物の処分場のチェック体制というのが問われてくると思うんですけれども、そこら辺は現状はどういうふうになっているのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 私どものほうは、監視員を県内に18人お願いいたしております。また、保健所内におきましても、県警の御協力を得まして、本課と合わせて4名の出向をいただいている状況でございます。その時々に応じまして立入調査をやっておりまして、そのときに書類等を見させていただくというようなことで、不適正な搬入を阻止しているというのが実情でございます。

○鳥飼委員 そういうようなことだと思うんです。ですから、実質的に要綱で担保されているとすれば、それはそれでいいんですけれども、

その中身がどうなのかということで、一廃の部分も当然出てくるわけです。その中身が適正に処理をされているのか、産廃なのに一廃で処分されているんじゃないかというのがあります。実質的な立入検査とはいかないにしても、常にチェックをしていく体制が大事じゃないかというふうに思っています。廃棄物監視員の人は恐らくほとんどが非常勤の方だろうと思いますので、そちらのほうにも力を入れていく必要があるというのが1つと、一般の県民を廃棄物監視協力員とか、ボランティアみたいなことで協力をしてもらって、あそこでこんなものが燃えているとか、日常生活の中で処分場のチェックをしていただくというのは非常に効果的じゃないかと思っておりますので、これは今後の議論の参考にしていただければと思います。答弁は要りません。

○道久環境対策推進課長 今おっしゃいましたネットワークの問題でございますけれども、実を申しますと、私どものほうは、現在、廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業というものを設けておりまして、その中で県内の12団体と協定を結びまして、不法投棄の情報をいただける体制を整えているところでございます。

○黒木党市議員 産廃場で民間がやっている部分で、以前は県内の業者がやっていたものを県外業者が買い取っているのは、県内に何か所ぐらいあるんですか。

○道久環境対策推進課長 申しわけございません。資料がございません。

○黒木党市議員 私も感じているところがあるんですが、県外業者が買い取っているところは、どういうチェックが……。そういうところは県外から持ち込まれる可能性が非常に高いんです。そのために買っているんじゃないかという

気もします。そういうところは全然ないんですか。あなたたちはタッチしていないんですか。

○道久環境対策推進課長 県外業者がやっているとしても、それは県内業者と同様に立入調査とかやっておりますので、問題があるというふうにはとらえておりません。なお、先ほどのお話の中にございました、産廃業者の中で本店が県外にある産業廃棄物の処分業者、こちらのほうにつきましては、県内で25企業あるということでございます。

○黒木覚市委員 県外業者がそういうふうにくさん入ってきているわけですから、私は条例化をしないほうが問題が起こってくるんじゃないかと思うんです。今の段階では条例化しなくても規制している、順調にいつているというんですが、いつ、そこで大きな問題が起こるのかなという逆の心配があるんです。県外業者は常に何か持ち込もうとしているんです。いろいろなわさを私たちは聞くんです。やっぱりそれが心配なんです。特に日向あたりは港がありますから、何が起こるか分からない。県内あらゆるところに港があるわけですから、そういう規制というのはこれからしっかりしていったほうがいいんじゃないかと。今言うように、よその県でも条例化をだんだんし始めている。それには問題があったからしているんだろうというふうに思うんです。もっとそここのところは研究されたらどうですか。

○井本委員 私も今の段階の論理がどうもわからないんですけど、要するに、条例化したら禁止できないから余計入ってくると、こういう論理ですね。

○道久環境対策推進課長 先ほども申し上げているんですけども、現在のところ、九州外からの搬入は認めない、九州内であっても、排出

する事業者の所在する県内で処理できるのであれば、そちらの県で処理してくださいということで、今要綱で対応しているところでございます。

○井本委員 要するに条例化したら、原則禁止ということが言えなくなる。だから余計入ってくるんだと、そういうことですねと言っている。難しく言わんで「はい」なら「はい」と。

○道久環境対策推進課長 そのように考えております。

○井本委員 そうですね。条例化したところは、結局、過去入れようとしたよりもたくさん入ってくるというふうに考えていいわけですか。

○道久環境対策推進課長 時系列の形で見ていくわけではございませんので、その点につきましては答弁は控えさせていただきますけれども、これは17年度の数字ですが、17年度レベルで、例えば青森県さんは、2万8,000トンの搬出、県内から県外に出したものに対しまして、入ってきた量というのは46万2,000トンというような状況でございます。それから、同じようなことが岩手県、秋田県でもありまして、岩手県が、搬出が13万7,000トン、搬入が42万6,000トン、秋田県では、搬出が6万6,000トン、受け入れが19万9,000トンというような状況になっておりまして、数字的に見れば、受け入れのほうが多かったということが言えるかと思えます。

○井本委員 もう一度確かめますが、この条例をつくったところは、搬入する分をたくさんふやしたくて条例をつくったわけじゃないですね。できるだけ来んようにしたいと思っただけで、逆にふえちゃったと、こういうことですか。

○道久環境対策推進課長 それぞれの県につき

まして、なぜつくったのかといったところにつきましてはお聞きいたしておりませんので、答弁することはできませんけれども、少なくとも何らかの問題が生じた、そしてそれを何とかしなければならぬということで、条例化されたというふうに考えております。

○井本委員 大分もやったんだけど、逆に5倍ぐらいふえたと言っていましたね。

○道久環境対策推進課長 先ほどの数字、13倍とか5倍といいますのは、本県との比較でございます。

○井本委員 そもそもどうして広域的な処理を前提とする法律をつくっているわけですか。

○道久環境対策推進課長 そもそも廃棄物の処理というのは、適正に処理されればよろしいわけですね、法律にとっては。地方にとっては、我が県には入れたくないというような考え方もあろうかと思えますけれども、法律を制定するときには、国内で適正に処理されればそれで問題なかったわけです。ですから、地方のことにまでという言い過ぎかもしれませんけれども、各県の実情を考慮した法律にはなっていないということでございます。

○井本委員 あなたに言ってもしょうがないのかもしれないけど、やっぱり自分の家に出したごみは自分のところで処理しなさいと。自分の市で出したものは自分で処理しなさい、自分の県で出したものは自分で処理しない、これが原則だと私は思うんですよ。ところが、人のところに持って行っていいという法の発想そのものが、私は原則が間違っているんじゃないかと思えます。我々がもし条例で原則禁止ということを出したら、上乘せ規制と言うのか知らんけど、これは上乘せ規制になるわけですか。

○道久環境対策推進課長 まず初めにお話しし

ておかなければならないのは、この法律の中では、県は県として廃棄物行政、ちゃんと処理しなさいよという責務をそれぞれの県、また一般ごみにつきましては市町村に課しております。今、鹿児島県さんとか熊本県さんが、公共関与した形での産業廃棄物処理場の建設を進めております。ですから、それぞれの県はそれぞれの県で適正な廃棄物処理、それもできれば排出した県内で処理できるように、いろんな計画なり、それに向けての努力をいたしているのが実情でございます。

○井本委員 あなたもわかっているように、やっぱり原則はそっちでしょう。自分たちでやりなさい。自分のところのごみは自分のところで処理しなさい。ほかのところまで持っていくのはおかしいじゃないのと言ってるのと変わらんですね。私はそう思うんです。昔、環境問題やらのときに、何々ppm以上のものを地方から発信して上乘せ規制をやったんです。それを裁判所でやったら、それはオーケーと、法律よりも強い上乘せ規制は結構ですと、環境問題についてはオーケーですという判例も出ています。私はこれもそれでいけるのじゃないかという気がするんです。やってみなきゃわからんけれども、最高裁まで闘わなきゃいかんのかもしれんけど、しかし、原則からすれば、自分のところのごみは自分のところで処理すると、これが私は原則のような気がするんです。答えはもういいです。

○押川委員 蓬原委員に関連するんですが、先ほど課長の答弁の中で、愛知県から14万6,000トン、兵庫県から14万トン、大分県のほうに廃棄物が搬入されたというお話があったところでありまして、この中で協力金というのがあるんですが、もしわかれば、この協力金の価格を教えて

いただきたいと思います。トン当たりでも結構です。

○道久環境対策推進課長 東北3県について言いますと——大分県ですか、大分県は、最終処分につきましては、トン当たり500円です。そして、中間処理につきましては、リサイクル率によって違っておまして、中間処理を行うための搬入につきましては、搬入量1トンにつきまして、原料リサイクル率80%以上の場合は取りません。同じく50%以上80%未満についてはトン当たり100円、20%以上50%未満の場合は250円、原料リサイクル率が20%未満のものにつきましては、最終処分と同じくトン当たり500円というようなことになっております。

○押川委員 ちなみに、大分県の場合で、今言われたとおりトン当たり500円とか250円とかあるわけですが、大分県さんが17年度に入れられたときの金額はどのくらいになるものですか、もし計算されておられれば。

○道久環境対策推進課長 総額で1億円というふうにお聞きいたしております。

○押川委員 大分県としての処分場の最終的な収支といいますか、もうけあたりはあるものですか、ないものですか。

○道久環境対策推進課長 済みません、そこらあたりのところはわかりかねます。

○押川委員 先ほどから議論になっていますように、条例をすれば入ってくる、要綱であれば防げる、宮崎の場合は今のところ要綱で防いでいる。これがずっと要綱のまま防げるということであれば、そちらのほうがいいということでの判断でよろしいのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 条例で規制するにせよ、要綱で規制するにせよ、要はいかにその運用を厳格に行うかといったところだと思うんで

す。ですから、何も条例化が悪いということではなくて、あくまでも、厳格に対処することによって、いかに産業廃棄物の適正な処理を行っていくかというところが問題になるかと思っています。

○西村委員長 ほかに質疑はございませんか。その他でございませんか。

○井本委員 別な話ですが、この前も黒田工業に行きましたけれども、2～3年前の情報では、ペットボトルは、ほとんど中国に行っているという話を聞いていましたが、今でも同じような状況ですか。

○道久環境対策推進課長 済みません、私も新聞等で読む程度の知識しかございませんので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○蓬原委員 せっかく皆さんがおそろいですから。この前、県北の視察で日向のリサイクルセンター、黒田工業に行きました。複合型ごみ処理施設となっています。民間企業が行政から一般廃棄物の全面委託を受けたのは全国初だということで、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村等から受けておられまして、民間がやられるだけあって、非常に個々のリサイクルをされておられまして、中には、今出ましたプラスチックのリサイクルでペレット化するとか、固形燃料化するとか、いろんなことをうまくやっておられまして、年商が10億円になったのかなと思うんですが、民間ですから、当然、経営健全化というか、赤字になることはやらないわけですね。

そこで思ったのが、今問題になっているエコクリーンプラザみやざき、これは県も関与して何百億円と金をかけてつくって、今こういう問題が起きているわけです。今、エコクリーンプラザみやざきのことについて質問するつもりは

ありませんから、御安心ください。私が端的にお尋ねしたいのは、こうやって民間で一般廃棄物——当然産業廃棄物もやっておられるわけですが、やれるという時代に来ているということですね。ということは、今後の将来形として、一般廃棄物等を公共がやるんじゃなくて、こうやって民間で施設をつくって、民間にやっていただいたほうが非常にうまくいくんじゃないかという気がしたんです。実際やっているわけですから。財務内容は銀行の専門家がおりますから、財務内容は向こうにやってもらわなきゃわからんけど、どうなんですか、私もはそういう感想を持ったんですが、将来の一般廃棄物の処理のあり方として、民間が施設をつくって、民間がペイする形でうまくリサイクルなりやっていくということについてのお考えをお尋ねしたいのであります。願わくば部長にお願いします。

○高柳環境森林部長 廃棄物処理につきまして、特に産廃関係については、エコクリーンプラザみやざきができた当時には、民間の施設がありませんでしたので、特に企業誘致とか産業を振興する上では、そういう処理をするところが必要ということで、産業界、全市町村からの要望を受けて産業廃棄物をやりました。今後につきましては、当然、民間企業でやれる分があれば、それも活用しながらやっていくべきだと思います。ただ、一般廃棄物については毎日多量のごみが出ます。それを民間の採算だけで、うまくいかんからつぶれました、できませんということだけでは、難しい面がございますので、その辺の兼ね合いというのは、民間の力も活用しながら、また、安定的に処分できるようにする体制をどうとるのかということがポイントになろうかと思えます。ですから、活用して

いくことは大いにやっていく。ただ、これは企業ですから、やはり採算がとれないといけませんし、ある一定の量を確保できないといけないと思います。

それと、先ほど広域化の問題が出ましたが、確かに基本的には、自分で出したら自分で始末しなさいというのは、産廃にかかわらず一般的にそうだと思うんですが、現実的に、大都市で、東京で、あるいは横浜、大阪とか工業地帯で出た部分を、そこで全部処理しなさいということができるのかどうかという問題も一つあります。それと、逆に地方の立場からいいますと、宮崎県内で産業廃棄物を排出したときに、県内で処理できないものもございます。これについては、そういう施設を持っている県外のところをお願いをするということも必要になりますので、すべてが自己完結で各都道府県で処理するというのは、現実的に無理があらうかと思えます。宮崎県では受け入れよりも県外に搬出している量のほうが多いという実態もございます。自己完結型というのは、それぞれ産業の育成振興の上でもいろいろありますので、その辺のところは、広域的な処理というふうに法律上はならざるを得ない部分もあるのかなという感じは持っております。いろいろ御意見があらうかと思えます。

○井本委員 私はどっちを原則とすべきかということを行っているだけです。原則は、自分のところのものは自分で処理しなさいと、処理できないものは外で処理してもらってもいいですよということを行っているわけです。この話は、原則がそもそも外に出せという法律でしょう。だから、おかしいんじゃないかと私は言っているんですよ。それはそうですよ、東京のものをあそこで処理しようとしても、東京では処

理できん。だけど、原則は自分のところでやりなさい、できんようだったら外に出しなさいよと。ところが、この法律は逆だと私は言っているわけです。わかりますか。

○高柳環境森林部長 おっしゃる意味はよくわかります。ただ、立法政策上、そういう判断があつて、現実的に広域化というのが今の法律上されているということでございます。これは国会で十分議論していただく必要がある部分だと思しますので、ここでは意見を差し控えさせていただきます。

○西村委員長 ほかがございませんか。

それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項1になりますが、県外調査についてお伺いしたいと思います。10月22日から24日にかけて実施します県外調査、まだ資料はございませんが、次回9月定例会中の委員会開催から日にちが余りございませんので、あらかじめ皆さんから御要望等をいただきたいと思えます。御意見がありましたら、お願いいたします。

○井本委員 条例化を考えるなら、そういうところを1つか2つ入れてほしい。それともう一つ、これは皆さん方はどう思うか知らないけど、今、本当にエネルギーを考えたら、私は原子力まで手を突っ込まなきゃ……。きょうもテレビでやっていました。地下何百メートルまで

やっていると出ていましたけど、そういう原子力の本当かどうか、その辺も検討しなきゃいかん時代に来ているんじゃないかなと私は思うんです。そういう意味では、この前、新潟で原発がびくともせんかったというあの辺も行って見てみたらどうかかなという気がするんです。

○西村委員長 原発自体が新エネルギーに該当しないというのを強く今言われていまして、その中でも別の新エネルギーがあると思うので、原子力というのは新エネルギーじゃない、既存のエネルギーで。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時53分再開

○西村委員長 再開いたします。いろんな意見をお伺いしまして、2泊3日ですから、効率よく回れるように、7月、8月の間に決めたいと思えますので、また新しいアイデアが浮かんだ方は事前に。それでは、正副委員長に一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次に、県南調査につきましてお伺いいたしますが、8月5日、6日にかけて県南調査を実施予定としております。資料1をごらんください。現在のところ、書記のほうから、全員参加の報告を受けておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。また、服装につきましては夏季軽装といたします。

それでは、資料要求等についてございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、最後になり

ますが、その他で皆様から何かあれば。

○黒木覚市委員 資料要求で、さっき、県外の業者が25社買っていると。その会社名、それは出せると思うので、資料として、どこ辺を県外業者が買っているのか見たいと思います。産廃施設とか業者をすべて出して、これとこれとこの分が県外業者と、そういう印をしてもらったほうがかえっていいですね。

○西村委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 私が前に調べたときに、随分前の話だからわからんけど、産廃で出さなきゃいけない何品目とかあるでしょう。あれの採算状況を教えてもらえんかな。

○西村委員長 採算といいますと。

○井本委員 家を壊したときに、これとこれを出さなきゃいかんとなっていたでしょう。材木とか何とか幾つか品目がある。テレビなんかも出さなきゃいかん。あんなものを5,000円だったか1万円だったか預けて。リサイクルセンターの全国のもがあるんだね。あそこは物すごく金を集めているんですよ。それがどのように採算ベースに乗っているのか、回転しているのか、一遍知りたいなと思って。中央官僚のやることは、自分たちの仕事をふやすために、ばんばん金を集めてやっているというのがあのときの印象だったから。

○西村委員長 各項目の処分手数料と処分の実態というような形。

○井本委員 どんなふう回転してどういうふうに最後まで行き着いているのか、その辺を聞かせてもらえんかと思って。

○西村委員長 そのほかございませんでしょうか。条例案の話もいろいろ出ましたけど、今後の委員会を進めながら検討していきたいと思っております。

それでは、次の委員会は8月5日からの県南調査としますので、御参加のほうをよろしくお願いたします。

なお、次回の委員会は、10月上旬ごろの予定となります。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時57分開会